

重要事項説明書

居宅介護支援センターみやぎ

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている居宅支援サービスについて、契約を締結する前に当事業所について確認しておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1 居宅介護事業サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 宮 城 会
代表者氏名	理事長 宮城 剛
本社所在地 (連絡先)	奈良県天理市丹波市町 302 (電話 0743 - 63 - 1114 ・ FAX 63 - 3866)

2 ご利用者様へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援センターみやぎ
介護保険指定事業者番号	奈良県指定 2970400780
サービスの種類	居宅介護支援
事業所所在地	奈良県天理市丹波市町 302 宮城医院内
連絡先 相談担当者	電話 0743 - 68 - 2550 ・ 0743 - 68 - 2660 FAX 0743-68-2551 関根政代・小野裕子・足立百合子・千崎理伸 金坂啓子・川畑広子・常盤裕子・佐々木歩
事業所の通常の事業実施地域	主に天理市内 (山間部長滝、藤井、苅原、仁興、山田、福住町は除く) 利用者等が当事業所での担当を希望した場合は、この限りでない。

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的 と運営方針	要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれて いる環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。 また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。
	居宅介護支援センターみやぎ事業運営規定、第2条 1・2・3による。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 午前9時～午後5時
休業日	日曜祝日は休み (ただし利用者の希望により対応いたします) 年末年始12月30日～1月3日まで

(4) 事業所の体制

事業所管理者(センター長)	金坂啓子
---------------	------

(5)

職 種	職務内容	人員数
管理者	事業所の運営および業務全般の管理 居宅介護支援サービス等に係わる業務	兼務 1名
介護専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	常勤 3名以上

※主任介護支援専門員並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置しています。

3 利用料その他の費用の額

- (1) 介護保険法により、利用者の料金はかかりません。
訪問にかかる交通費は一切戴きません。
- (2) その他利用者の負担はありません。

4 個人情報について

皆様の個人情報の取り扱いにつきましては事業所運営規定及び法人の倫理規定に従います。
この件に関しての説明を致しますので疑問点があればうかがいます。
その後、十分理解していただきましたことを受諾いたします。

5 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。

利用者の入院時は、医療機関に当事業所名および担当介護支援専門員の氏名を伝えていただきますようお願いいたします。

6 利用者自身によるサービスの選択と同意

① 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容・利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

② 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々
の状態に即したサービス内容の調整等を行います

7 他機関との各種会議等

① 介護認定(新規・更新・区分変更等)の結果において、利用者・家族等の同意を得て関係機関の参加を得て開催します。また、その必要がある場合において、随時開催するものとします。その時の様々な状況を勘案し、関係機関に照会する事もあります。

また、医療・介護の関係者のみで実施する事もあります。

② 利用者等が参加して実施するものについては、利用者等の同意を得た上で、今後 ICT 等を活用して実施します。

8 事業継続計画(BCP)の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修等を実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する法人が開催する感染症委員会に参加し、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針整備を周知します。

③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修会等に参加します。

10 虐待の防止

事業所は、虐待の発生または、その発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

- ①法人等が実施する虐待防止のための研修会等に参加します。
- ②事業所における虐待防止のための指針整備を進めます。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修会があれば参加します。

11 サービスに関する相談、苦情について

苦情対応責任者	介護支援センターみやぎ 管理者 金坂啓子
介護支援センター みやぎ	担当介護支援専門員 所在地：天理市丹波市町 302 番地 電話番号：0743-68-2550（FAX：68-2551）
苦情受付時間	受付時間：月曜日～土曜日 9時～17時
緊急連絡先	当事業所は、24時間常時連絡できる体制をとっています。 ＜携帯＞080-6107-5565
市町村窓口	天理市役所・介護福祉課 所在地：天理市川原城町 605 番地 電話番号：0743-63-1001 受付時間：8時30分～17時15分
奈良県 国民健康保険 団体連合会	電話：0744-21-6811 FAX：0744-21-6822 フリーダイヤル：0120-21-6899 受付時間：9時～12時 13時～17時